

岩手県告示第168号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成24年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
栢内第二病院	岩手郡滝沢村大釜字吉水103番地 1	平成27年3月15日